

事 務 連 絡
令和元年 7 月 19 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（協力依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 30 年 12 月 6 日付全建事発第 099 号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」にて通知しておりますが、現在も「現場専任であるため研修に参加出来ない」と誤解されている方が多く見られるため、国土交通省 土地・建設産業局建設業課より広く周知・広報するためのバナーを別添のとおり作成したとの連絡がありました。

つきましては、貴会で開催される研修、講習、試験等の案内時にご活用いただくなど、周知・広報にご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上

<p>【担当】事業部 木下 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp</p>

【ご案内】

通達の内容を広く周知・広報するためのバナーを作成しましたので、研修、講習、試験等の案内時にご活用下さい。引き続き監理技術者等の専任制度が的確に運用されるよう、皆様のご協力をお願いいたします。(データは建設業者団体の皆様にお送りいたします)

監理技術者、主任技術者は、
研修・講習・試験等への参加、**休暇の取得**等のために
短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



OK

監理技術者、主任技術者は、
研修・講習・試験等への参加、**休暇の取得**等のために
短期間工事現場を離れることができます。

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>



現場に配置された監理技術者・主任技術者は工事現場にて業務を行うことが基本ですが、下記の理由等により**短期間工事現場を離れることは可能**です。

- ・ **研修、講習、試験等への参加**
- ・ **休暇の取得**

いずれの場合も、適切な施工ができる体制を確保するとともに、注文者の了解を得ている必要があります。
詳しくは平成30年12月3日国土建第309号「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」をご参照下さい。
<http://www.mlit.go.jp/common/001263592.pdf>